

(趣旨)

第1条 この規則は、糸満市観光文化交流拠点施設条例(令和3年糸満市条例第5号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、糸満市観光文化交流拠点施設(以下「交流拠点施設」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項前段の規定により使用の許可を受けようとする者は、糸満市観光文化交流拠点施設使用許可申請書(様式第1号)より市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する許可申請の受付期間及び受付時間は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項の使用を許可したときは、糸満市観光文化交流拠点施設使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

5 市長は、条例第11条の規定により使用を許可しないときは、糸満市観光文化交流拠点施設使用不許可通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用許可の順位)

第3条 前条第2項に規定する期間の初日に受付をした申請に係る使用許可の順位については、条例第1条の趣旨に沿った活動を使用の目的とする者(以下「使用目的該当者」という。)がその他の者の優先順位にあるものとする。

2 前項の場合において、市内の者は、市外の者に優先する。

3 使用目的該当者が複数ある場合は、抽選により順位を定めるものとする。その他の者が複数ある場合も同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、使用許可の順位は、申請順によるものとする。

5 市長は、公益上その他特に必要があると認める場合は、前3項の規定にかかわらず、使用許可の順位を定めることができる。

(使用許可の変更等)

第4条 条例第8条第1項後段の規定により、交流拠点施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が当該使用許可を受けた事項を変更する場合は、糸満市観光文化交流拠点施設使用変更申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し許可をしたときは、糸満市観光文化交流拠点施設使用変更許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、条例第12条の規定により使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止した場合は、糸満市観光文化交流拠点施設使用許可取消(制限・停止)通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。

(使用申請の取下げ)

第6条 使用者が使用の申請を取り下げるときは、大ホールにあっては使用期日の30日前までに、大ホール以外の施設にあっては使用期日の7日前までに、糸満市観光文化交流拠点施設使用申請取下げ書(様式第7号)によりその旨を市長に提出しなければならない。

(特別設備等の持込使用)

第7条 使用者は、特別な設備等を持込使用する場合又は装飾しようとする場合は、あらかじめ特別設備等持込・装飾使用許可申請書(様式第8号)により市長に申請しなければならない。

2 使用者は、前項の許可を受けたときは、市長の指示に従うものとする。

(附属設備使用料)

第8条 附属設備の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

(使用時間の解釈及び延長)

第9条 大ホールの使用時間は、条例第13条別表第1に定める午前、午後、夜間、午前・午後、午後・夜間、全日を区分とする。

2 大ホール以外の施設の使用時間は、条例第13条別表第2に定める1時間当たりとする。

- 3 使用時間は、行事(リハーサル等の場合を含む。)に実際に使用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者は、やむを得ない理由により使用時間を延長する場合は、市長の許可を受け、条例第13条別表第1及び別表第2に規定する超過使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)

第10条 条例第14条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本市が主催する事業に使用する場合(国、県又はその他団体の助成等が無い場合に限る) 半額又は全額
- (2) その他市長が特別の理由があると認める場合 半額又は全額
- 2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、糸満市観光文化交流拠点施設使用料減免申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。
- 3 第1項の規定は、冷房使用料及び附属設備使用料については適用しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、使用者が入場料(会費制を含む。)を徴収する場合は適用しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 5 市長は、使用料の減免を承認したときは、糸満市観光文化交流拠点施設使用料減免承認書(様式第10号)を交付するものとする。
(使用料の還付)

第11条 条例第15条ただし書に規定する使用料を還付する場合及びその額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 全額
- (2) 大ホールの使用許可期日30日前までに使用を取り下げる届出があった場合 半額
- (3) 大ホール以外の施設の使用許可期日7日前までに使用を取り下げる届出があった場合 半額
- (4) その他市長が特に必要があると認めた場合 半額又は全額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、糸満市観光文化交流拠点施設使用料還付申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、使用料の還付を承認したときは、糸満市観光文化交流拠点施設使用料還付承認書(様式第12号)を交付するものとする。
(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物その他の施設、設備等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 交流拠点施設の秩序を維持するため責任者及び必要に応じて整理員を置き、収容人数は、使用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 寄附金品の募集、物品等の展示販売、宣伝その他これらに類するものを掲示し、又は配布してはならないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 使用許可を受けないで施設の器具を使用しないこと。
- (6) 使用許可を受けないで壁、床、柱等に張り紙又は釘打ちをしないこと。
- (7) 雨天の際は、雨具入れなどを備えて入場者の便宜を図ること。
- (8) 秩序を乱し、他人に迷惑となる物品又は動物類(身体障害者補助犬は除く。)を持ち込まないこと。
- (9) 火災、盗難の予防等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。
- (10) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 交流拠点施設内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 雨天の際は、場内に雨具を持ち込まないこと。ただし、市長が認めた入れ物を使用する場合は、この限りでない。
- (6) 秩序を乱し、他人に迷惑となる物品又は動物類(身体障害者補助犬は除く。)を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交流拠点施設の職員又は使用者の指示に反する行為をしないこと。

(広告類の掲示禁止)

第14条 交流拠点施設及び敷地内において無断で広告その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

(損傷・滅失等)

第15条 使用者は、交流拠点施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失した場合は、損傷・滅失届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、故意又は過失により、交流拠点施設の施設、設備等に損害を与えたときは、速やかに現状に復し、又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の規定の適用等)

第16条 条例第21条の規定により、交流拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用等については、次に定めるところによる。

(1) 第2条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条、第10条(見出しを含む。)、第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条及び第13条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(2) 糸満市観光文化交流拠点施設使用許可申請書その他の交流拠点施設の管理上必要な書類の様式については、この規則の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めることができる。

(委任)

第17条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 使用許可の申請その他交流拠点施設を使用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第2条関係)受付対象施設

区分	受付期間	受付時間
大ホール	使用日の12月前の月の初日から使用日の30日前まで	開館日の午前9時から午後5時まで
楽屋1～3	使用日の6月前の月の初日から使用日の7日前まで	
楽屋4		
多目的室		
活動室1		
活動室2(調理室)		
会議室1～3		
屋外ステージ		
屋外ステージ楽屋		
企画展示室		

ホワイエ		
交流ロビー		
屋外広場		
表に記載されていない共用スペース		

別表第2(第8条関係)附属設備使用料

種類	品名	単位	料金(円)／時間	備考
舞台道具	平台	1台	90／4時間	
	開き足	1脚	40／4時間	
	箱足	1個	10／4時間	
	木台	1個	10／4時間	
	ケコミパネル	1枚	20／4時間	
	箱階段	1台	100／4時間	
	指揮者台	1台	350／4時間	
	指揮者用譜面台	1台	60／4時間	
	演奏者用譜面台	1台	20／4時間	
	演奏者用椅子	1脚	40／4時間	
	コントラバス椅子	1脚	230／4時間	
	チェロ椅子	1脚	90／4時間	
	演台(花台・脇台付)	1式	780／4時間	
	司会者台	1台	240／4時間	
	金屏風	1双	810／4時間	
	国旗	1枚	280／4時間	
	市旗	1枚	280／4時間	
	吊看板	1式	180／4時間	
	長テーブル	1台	30／4時間	
	舞台用椅子	1脚	30／4時間	
	鳥の子屏風	1双	810／4時間	
	緋毛氈(ネル)1720＊3636	1枚	20／4時間	
	緋毛氈(ネル)3600＊17000	1枚	240／4時間	
	緋毛氈(ネル)1800＊17000	1枚	120／4時間	
	長座布団	1枚	20／4時間	
	上敷	1枚	50／4時間	
	地絣(カツラギ)	1枚	490／4時間	
	紗幕(英国紗)	1枚	920／4時間	
	めくり台(衝立型)	1台	100／4時間	
	ジョーゼット幕	1式	2,190／4時間	
	人形立	1本	10／4時間	
	移動式姿見	1台	130／4時間	
	パンチカーペット	1本	70／4時間	
	原反(葛城)	1本	110／4時間	
音響器具	音声調整卓	1台	2,200／4時間	
	プロセニアムスピーカー	1式	1,640／4時間	

	サイドスピーカー	1式	430／4時間	
	ステージフロントスピーカー	1式	200／4時間	
	固定はね返りスピーカー	1式	140／4時間	
	客席天井スピーカー	1式	130／4時間	
	観覧席用スピーカー	1式	110／4時間	
	運営・楽屋スピーカー	1式	250／4時間	
	ホワイエスピーカー	1式	360／4時間	
	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	120／4時間	
	ワイヤレスマイクロホン(タイプン型)	1式	250／4時間	
	ダイナミックマイクロホン	1本	140／4時間	
	コンデンサーマイクロホン	1本	140／4時間	
	ステレオマイクロホン(マトリックスボックス)	1式	600／4時間	
	マイクスタンド	1本	40／4時間	
	移動型スピーカー(小型)	1台	420／4時間	
	移動型スピーカー(中型)	1台	790／4時間	
	移動型スピーカー(大型)	1台	2, 170／4時間	サブウーファー込み
	映像操作卓	1台	1, 710／4時間	
	プロジェクター	1台	4, 620／4時間	大ホール
	カセットデッキ	1台	700／4時間	
	CDデッキ	1台	700／4時間	
	CDレコーダー	1台	700／4時間	
	MDレコーダー	1台	700／4時間	
	BDレコーダー	1台	700／4時間	
	マルチボックス	1台	300／4時間	
	フェーダーボックス	1台	100／4時間	
	ダイレクトボックス	1台	100／4時間	
	トランスボックス	1台	100／4時間	
	パラボックス	1台	100／4時間	
	回線料	1台	1, 000／4時間	
照明設備	第1サスペンションライト	1列	2, 640／4時間	
	第2サスペンションライト	1列	2, 640／4時間	
	プロセニウムサスペンションライト	1列	2, 640／4時間	
	シーリングライト	1列	5, 280／4時間	
	アップーホリゾントライト	1式	5, 180／4時間	
	ロアーホリゾントライト	1式	5, 180／4時間	
	フロントサイドライト	1式	6, 600／4時間	
	ボーダーライト(ウォームホワイト)	1列	1, 840／4時間	
	ボーダーライト(3色マルチ)	1列	1, 610／4時間	
	センターピンスポットライト	1台	1, 670／4時間	

	サブ調光操作卓	1台	3,100／4時間	
	パーライト	1台	280／4時間	
	平凸タイプスポットライト	1台	320／4時間	
	フレネルタイプスポットライト	1台	320／4時間	
	エリプソイダルスポットライト	1台	460／4時間	
	エリプソイダル用レンズチューブ	1台	60／4時間	
	エリプソイダル用アイリスシャッター	1台	30／4時間	
	エフェクトスポットライト	1台	280／4時間	
	ディスクマシン	1台	280／4時間	
	エリプソイダル用ゴボローター	1台	200／4時間	
	手元操作ボックス	1台	90／4時間	
	先玉(6、8、10、12型)	1組	390／4時間	
	波エフェクト	1台	230／4時間	
	スモークマシン	1台	210／4時間	
	ミラーボール	1台	570／4時間	
	ハンガー	1台	10／4時間	
	自在ハンガー	1台	30／4時間	
	三又二段スタンド(キャスター付き)	1台	80／4時間	
	三又三段スタンド(キャスター付き)	1台	210／4時間	
	ダボ付き二連アーム	1台	20／4時間	
その他器具	コミュニケーションボード	1台	80／4時間	クロスパネル、パンチ孔パネルの2種類
	会議テーブル	1台	30／4時間	
	会議イス	1脚	10／4時間	
	ホワイトボード	1台	100／4時間	
	液晶プロジェクター	1台	3,000／4時間	
	ワイヤレスアンプ	1台	400／4時間	
	案内板	1台	100／4時間	
	ピアノ	1台	4,000／4時間	

様式第1号(第2条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用許可申請書

申請番号					年 月 日	
糸満市長 殿						
申請者住所						
氏名又は団体の名称						
代表者氏名						
電話番号						
F A X						
使用責任者住所						
氏名						
電話番号						
F A X						
糸満市観光文化交流拠点施設の使用を、次のとおり申請します。						
催事区分						
催事詳細						
利用内容						
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的 営利/非営利 利用予定人数		基本料	
対象者					基本料合計	
入場料（最高額）					加算額	
公益 / 収益					減額	
					利用料	
決 裁						

様式第1号別紙(第2条関係)

申 請 番 号	
---------	--

備品	利用時間	数量	基本料	加算減免額	利用料
合計					

様式第2号(第2条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用許可書

申請番号					年 月 日
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
F A X					
使用責任者住所					
氏 名					
電 話					
F A X					
糸満市長					
糸満市観光文化交流拠点施設の使用を、次のとおり許可します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的 営利/非営利 利用予定人数		基本料
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
				利用料	

様式第3号(第2条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用不許可通知書

		年 月 日
様		
糸満市長		
年 月 日付け申請第 号の、糸満市観光文化交流拠点施設使用許可申請を 次の理由によって不許可とします。		
不許可となった施設名：		
不許可となった理由：		

様式第4号(第4条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用変更申請書

申請番号		年 月 日			
糸満市長					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話番号					
使用責任者住所					
氏名					
電話番号					
年 月 日付 第 号 で許可された 糸満市観光文化交流拠点施設の使用の変更を、次のとおり申請します。					
区分	利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利用料
変更後					
変更前					
申請理由 変更日：				利用料合計	
				既納額	
				追徴額	
				還付額	

決						
裁						

様式第5号(第4条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用変更許可書

年 月 日

申請番号

申請者住所

 氏名又は団体の名称

 代表者氏名

 電話

 使用責任者住所

 氏名

 電話

糸満市長

年 月 日付 第 号 で許可された
糸満市観光文化交流拠点施設の利用の変更を、次のとおり許可します。

区分	利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的	利 用 料
変 更 後					
変 更 前					

申請理由 変更日：	利 用 料 合 計	
	既 納 額	
	追 徴 額	
	還 付 額	

様式第6号(第5条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用許可取消(制限・停止)通知書

		年 月 日
様		
糸満市長		
年 月 日付け許可第 号の、糸満市観光文化交流拠点施設使用許可を次の理由によって取消(制限・停止)します。		
取消(制限・停止)となった施設名：		
取消(制限・停止)となった理由：		

様式第7号(第6条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用申請取下げ書

申請番号		年 月 日		
糸満市長 殿				
申請者住所				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電話番号				
使用責任者住所				
氏名				
電話番号				
年 月 日付 第 号 で許可された 糸満市観光文化交流拠点施設の使用申請を取下げします。				
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利用料 キャンセル料
取消理由 取消日：			利用料合計	
			キャンセル料合計	
			既納額	
			追徴額	
			還付額	

決						
裁						

様式第8号(第7条関係)

特別設備等持込・装飾使用許可申請書	
年 月 日	
糸満市長 殿	
申請者	住所 団体名 代表者名 電話
次のとおり特別設備の持ち込み及び装飾をしたいので申請します。	
特別設備施設の理由	
使用施設名	
日時	
場所	
内容	
許可条件	
上記について許可します。 年 月 日	
糸満市長	

様式第9号(第10条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用料減免申請書

申請番号		年 月 日			
糸満市長					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話番号					
使用責任者住所					
氏名					
電話番号					
糸満市観光文化交流拠点施設の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
利用年月日	利用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減額		
			加算額		
			利用料		

決						
裁						

様式第10号(第10条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用料減免承認書

申請番号		年 月 日			
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話番号					
使用責任者	住所				
氏 名					
電 話					
糸満市長					
糸満市観光文化交流拠点施設の利用料の減額・免除を次のとおり承認します。					
利用年月日	利用時間	施設名	減 免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			利 用 料		

様式第11号(第11条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用料還付申請書

申請番号		年 月 日		
糸満市長 殿				
申請者住所				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電話番号				
使用責任者	住所			
氏 名				
電 話				
糸満市観光文化交流拠点施設の使用料の還付を申請します。				
利用年月日	利用時間	施設名	請求理由	過払額
還付請求理由				
使用許可年月日			還付請求額	

決						
裁						

様式第12号(第11条関係)

糸満市観光文化交流拠点施設使用料還付承認書

申請番号		年 月 日		
申請者住所				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電話番号				
使用責任者	住所			
氏名				
電話番号				
糸満市長				
糸満市観光文化交流拠点施設の使用料の還付を次のとおり承認します。				
利用年月日	利用時間	施設名	請求理由	過払額
還付請求理由				
利用許可年月日		還付請求額		

様式第13号(第15条関係)

損傷・滅失届			
年 月 日			
糸満市長 殿			
申請者 住 所			
団体名			
代表者名			
電 話			
次のとおり損傷・滅失したので届けます。			
損傷・滅失年月日	損傷・滅失箇所(物件)	数量	損傷・滅失の内容又は程度